

定年延長に伴う退職給付再構築の動き

今年度に入り、退職給付債務計算の現場では定年延長した場合の影響を試算したいという要望が増えています。検討が進む背景と、定年延長に伴う退職給付制度の見直しについて、整理します。

退職給付債務計算の現場から

年金研究所では毎年およそ500件の退職給付債務の計算支援を行っています。このなかから、2019年度に入って定年延長した場合の退職給付債務の計算についてのお問い合わせが目立ってきました。

運輸業など人手不足産業では、取り急ぎ定年年齢を65歳に引き上げることを目指し、退職給付については支給水準を60歳時点の金額に据え置き¹、制度の構成も変更しない前提で検討を進めることが多いようです。

ここにきて再雇用賃金の引き上げではなく定年延長が選択され始めた理由には、第一に民間企業の一部ですでに65歳定年制度導入が始まり公務員の引き上げも見えてきたこと、第二に60-64歳の従業員のやる気を今以上に引き出すために処遇の不連続性をなくすこと、が挙げられています。

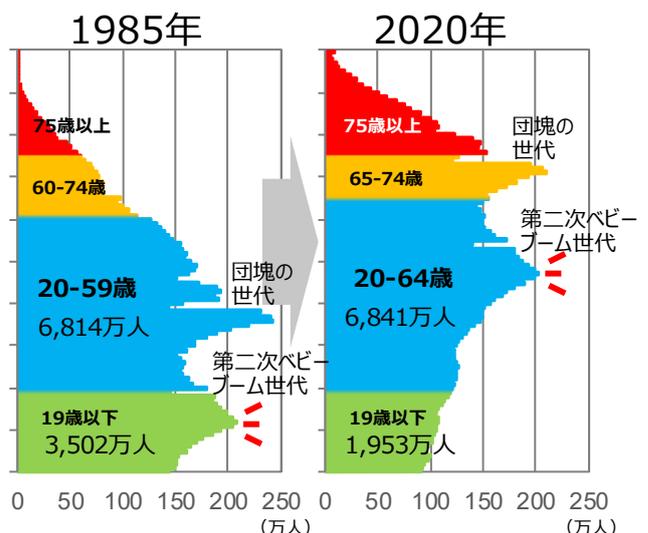
労働力不足が定年延長を後押し

60歳定年導入時を振り返ると、民間企業に60歳定年が義務付けられたのは1998年ですが、努力義務化が課されたのは1986年「高年齢者等

の雇用の安定等に関する法律」からでした。国家公務員で60歳定年制が施行されたのは1985年です。

60歳定年が官民で意識された1985年と、65歳定年への本格移行を控えた2020年とを比較したときに、一番の違いは人口ピラミッドの形状です。

図表1 1985年と2020年の人口構成(男女合計)



(出所) 国立社会保障人口問題研究所資料より 野村證券(株)年金研究所作成

¹ ポイント制であれば60歳以降のポイント付与の停止が検

討されています。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

図表1が1985年と2020年の人口ピラミッドを比較したものです。1985年の20-59歳人口は6,814万人と、2020年の20-64歳人口6,841万人とはほぼ同じですが、年齢構成が全く異なります。

1985年では、団塊の世代の塊が36歳前後にあり、第二次ベビーブーム世代の塊が12歳前後にありました。10年後に第二次ベビーブーム世代が就労し始めても、未だ団塊の世代が定年まで10年以上残しており、企業側から見て過剰雇用になることが懸念されていました。

ところが、2020年には第二次ベビーブーム世代の塊が47歳前後に移ったものの、その下の年代に人員の塊はなく、世代人口はおおむね減少の一途をたどっています。19歳以下の人口は、1,953万人と1985年のおよそ7割で、出生数も減少が止まっています。

定年を迎える世代よりも、入社する世代が少

ない状況が続く、企業から見れば、当面新卒中途とも従業員の採用確保に苦戦することが目に見えています。こうした中で、人手不足産業以外からも定年を延長して雇用者数の確保を目指す企業が出始めたとみられます。

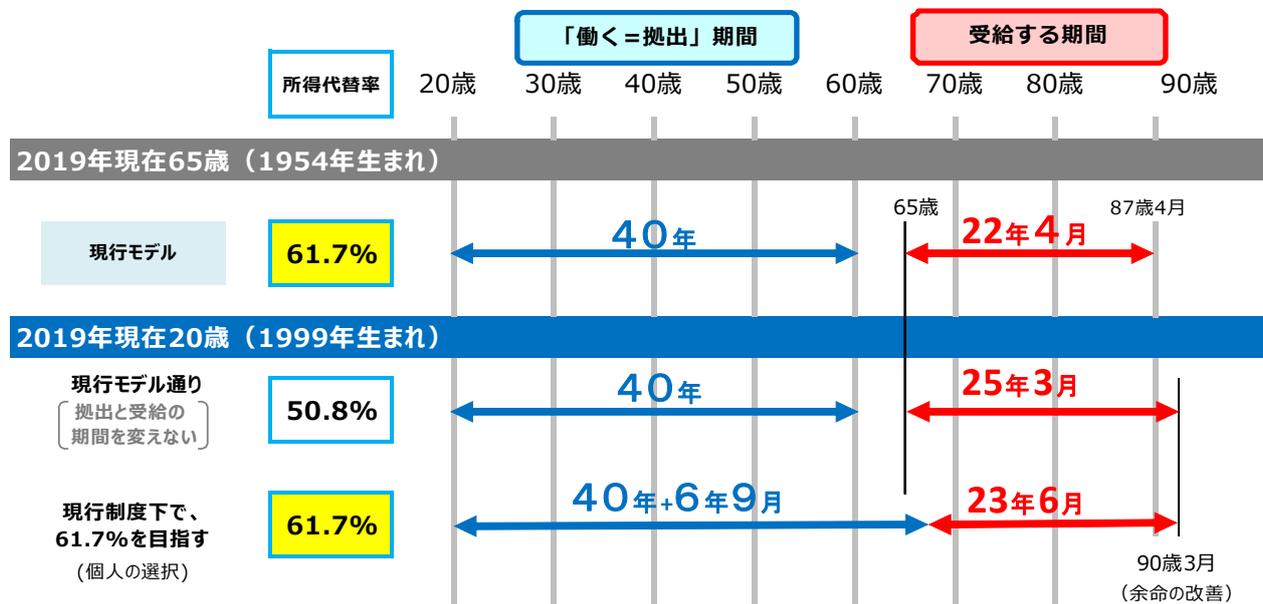
公的年金の財政検証の結果から

8月27日に2019(令和元)年財政検証の結果が公表されました。財政検証は5年に一度公的年金の財政状況を確認するものです。

試算によれば、経済成長と労働参加が進む「ケースⅢ」(2029年度以降20年~30年の実質経済成長率0.4%)で、長期²にわたって所得代替率³50%以上の給付水準を確保しながら積立金が前年の年間給付額を上まわる状態を続けることができることが確認できました。

さらに、今回の財政検証では、20歳から何歳まで就労すれば現在(2019年度に65歳の者)の

図表2 現在の20歳が同じ水準をもらうにはどれだけ働くか (公的年金全体、経済前提ケースⅢ 成長率0.4%)



(出所)厚生労働省 2019年財政検証関連資料 資料p9等より、野村證券(株)年金研究所作成

² 2115年までのおよそ100年間。

³ 年金を受け取り始める時点(65歳)における現役男子の平均手取り収入額(賞与込)に対するモデル世帯の厚生年

金の年金額の比率。モデル世帯とは、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマンで妻が40年間専業主婦(3号被保険者)である世帯。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成されたものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村證券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

所得代替率61.7%を確保できるかを試算しています。

図表2によると、2019年に20歳の世代では、60歳まで就労して65歳から受給を開始する現行モデル通りとすると、所得代替率は50.8%まで低下します。しかし、66歳9月まで就労して繰下げ受給を選択すれば、現在の65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通しです。

すでに現状でも高齢者雇用確保措置の実施により65歳までの就労が一般的になりつつあること、現在20歳の世代が65歳に到達する2064年までには65歳定年延長や65歳を超える就労が普及していると想定されること、から、実際には現在20歳の世代が受給するときにも公的年金の給付水準は現在と同等の水準が確保できそうです。

退職給付再構築時の給付水準への示唆

図表2の試算は、これから定年延長を検討する企業が、退職給付の給付水準を決める際の手がかりにもなります。

ポイントは、第一に、65歳定年延長後に公的年金の給付水準がしばらく現状をそれほど下回らずに推移しそうなこと、第二に、67歳までの就労を前提とすれば平均余命の伸長があっても受給期間が現状とそれほど変わらないこと、です。

企業の退職給付の役割が、公的年金の給付をベースに従業員の引退後の生活を支えるものであるとすれば、少なくとも定年延長時には退職給付の水準を横這いとしてもよさそうです。退職者が制度変更のためにすぐに困窮するとは考えにくいからです。

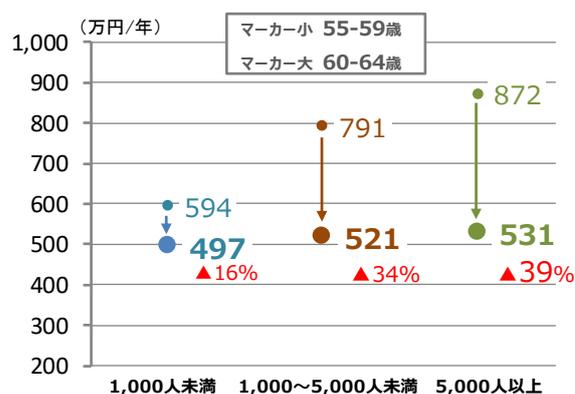
大企業では退職給付を増やしづらい

また、現状の再雇用制度の下では、企業の従

業員規模が大きいほど60歳以降の賃金の減少幅が大きくなっています(図表3)。従業員数1,000人以上の企業では減少幅が3割を超えています。

公務員の定年延長議論の中で、60歳以降の賃金は60歳前の7割という数字が出されている⁴ため、大企業では定年延長時に60-64歳の間の賃金は引き上げが検討されそうです。こう考えると、大企業では賃金改定に原資を奪われて退職給付には改善の余力がないと考えられ、当面は水準据え置きが主流になりそうです。

図表3 60歳前後の所得変化⁵ (男性)
(2017年、企業規模別)



(出所) 国税庁 民間給与実態統計調査より野村証券(株)年金研究所作成

いまのところ支給開始年齢は一樣でない

定年延長後の退職給付の支給開始年齢は、必ず65歳に引き上げられているわけではありません。DB年金を60歳打ち切り支給だけでなく、退職一時金、DB、DC制度の一部を60歳支給のまま据え置き、残りを65歳支給にするなど、バリエーションがあるようです。

この理由の一つには、60歳での退職給付を返

⁴ 人事院 定年を段階的に65歳に引上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出のポイント p2.

⁵ 給与所得は、国税庁 民間給与実態統計調査の通年給

与所得者の賞与込みの年間給与所得。通年給与所得者とは、1月から12月まで引き続き勤務し、給与の支給を受けた月数が12か月の者。

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

済に充てる計画で住宅ローンを組んでいる従業員の存在があるようです。

ただし、60歳到達時に比較的大きな金額になる退職給付を支払ってしまうことによって、以降の勤労意欲低下を招いているとの指摘もあります。こうしたことから、定年延長後の支給開始年齢据え置きは65歳定年延長が一般的になるまでの過渡的な現象といえそうです。

— 次号のお知らせ —

次号は

12月9日(月)

発行予定です。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.43%(税込み)(20万円以下の場合)、2,860円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、野村資本市場研究所

発行:野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル
TEL: 03 (6703) 3991 FAX: 03 (6703) 3981
Email: nenkin@jp.nomura.com

このレポートは、年金基金運営および企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営および企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券および野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。提供されたお客様限りでご使用ください。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。